

資料3 流域の目標設定、関係者との連携の考え方

○流域の生物多様性の確保を推進することで、地域活性化や生活環境の向上等の多様な効果を発揮し、ウェルビーイングの実現を図るため、生態系ネットワークに着目し、以下の①～③に取り組む。

生態系ネットワークを形成するグリーンインフラ(局所スケール)の保全・創出

生態系ネットワークを回復・強化するインフラの整備

グリーンインフラの保全、維持管理や利活用を促すソフト施策

①生物の生息場を量・質ともに確保する（コア）

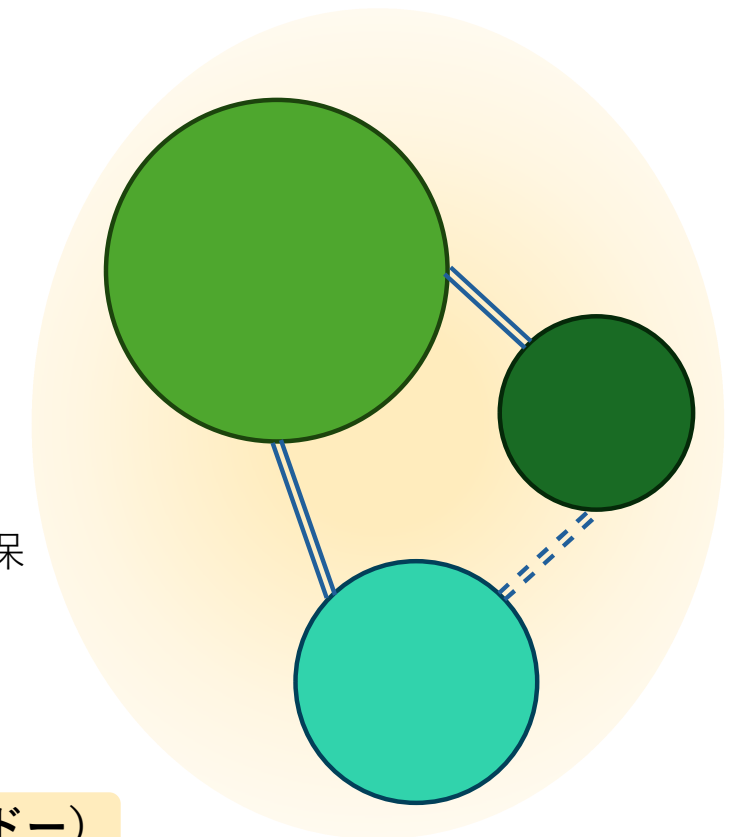
- 【量】生物の生息に必要な面積の確保
ヨシ原の面積、わんどの数など
- 【質】様々な生物が生息できる多様な生息場の確保
瀬・淵、干潟、湧水環境などの保全・創出
- 【質】生物の生活史を考慮した維持管理
季節ごとの生物の動態、流量、水温、土砂動態などを考慮

②生物の生息場をつなぐ（コリドー）

- 生活史の中で生息場所を変える生物の移動経路の確保
落差の解消、餌場となる水田との接続など
- 洪水や渇水時の避難場所との接続の確保
支川や湿地との接続など

③生態系ネットワーク全体の効果を高める（コア・コリドー）

- 良好な生息場の保全、維持管理
健全な水循環・土砂動態の維持（フラッシュ放流）、外来種駆除など
- 利活用による多様な効果の発現
かわまちづくり、環境教育など



 生息場（コア）

 生息場の連結（コリドー）

*鳥類などは必ずしも物理的に繋がっている必要はない

- 流域関係者と共通の目標の下、連携して取り組むには関係者が参画した検討を行う場を設定する必要。
- これまで流域を対象とした協議会等には様々な関係者が参画する形態がある。

	流域治水協議会	生態系ネットワーク協議会	【参考】流域圏懇談会(矢作川)
目的	流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う	流域の多様な主体が連携し、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に取り組み、もって魅力的で活力ある地域づくりを支援する	河川整備計画に基づき、河川管理者だけでは解決できない課題に対し流域一体となって取り組み、互いに連携し、いい川づくりと調和のとれた流域圏全体の発展につなげる
構成団体例	市町 県(防災・土木・農林関係部局) 国(地方農政局、森林管理局、地方整備局) 研究機関(森林総研) ※その他、地方気象台、電力会社など	市町 県(環境・土木・農林関係部局) 国(地方農政局、地方環境事務所、地方整備局) 学識経験者 民間団体	市町 県(防災・環境・土木・農林関係部局) 国(地方農政局、地方環境事務所、地方整備局) 学識経験者(大学・豊田市矢作川研究所・県水産試験場) 民間団体(個人・市民団体・NPO法人・企業)
留意事項	・全ての1級水系に設置されている。 ・流域治水×グリーンインフラを公表済	・流域をまたぐ連携が可能。(単一流域で設置する場合もあり) ・大型鳥類を指標種とすることが多い。	・治水、利水、環境など多様な課題を扱っている。

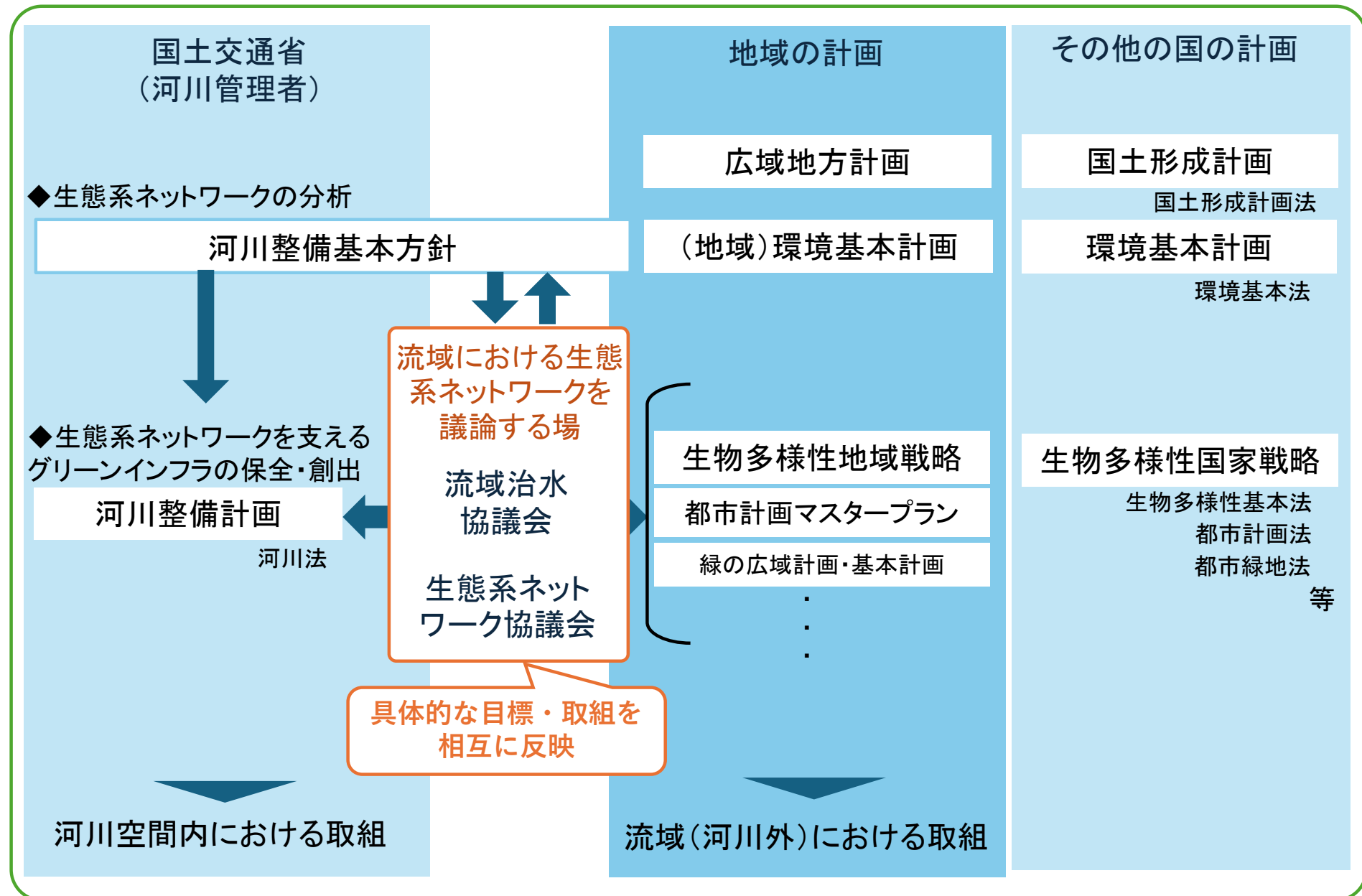
○議論・合意形成の場の関係主体となり得る機関や、取組の展開にあたっての関係主体をリストアップ

議論・合意形成の場の関係主体(案)

主体	関係機関	主な関係計画
国(本省)	国土交通省(水管理・国土保全局)	河川整備基本方針、河川整備計画
	国土交通省(上記以外)	国土形成計画(国土形成計画法)
	環境省	生物多様性国家戦略(生物多様性基本法)、環境基本計画(環境基本法)、希少鳥獣保護管理事業計画(鳥獣保護管理法)
	農林水産省	食料・農業・農村基本計画(食料・農業・農村基本法)、みどりの食料システム戦略
	農林水産省(林野庁)	全国森林計画(森林法)、国有林野管理経営基本計画(国有林野の管理経営に関する法律)
	農林水産省(水産庁)	水産基本計画(水産基本法)
	環境省・農林水産省	鳥獣保護管理事業計画(基本方針)(鳥獣保護管理法)
主体	関係機関	主な関係計画
国 (地方支 分部局)	国土交通省(地方整備局-河川事務所)	河川整備基本方針、河川整備計画
	環境省(地方環境事務所)	国立公園整備、鳥獣保護管理
	農林水産省(林野庁-森林管理局)	国有林の地域別森林計画(流域別)(森林法)
	農林水産省(水産庁-漁業調整事務所)	水産基本計画に基づく資源管理
自治体 (都道府 県 ・市町村)	河川部局	河川整備基本方針、河川整備計画
	環境部局	生物多様性地域戦略(生物多様性基本法)、(地域)環境基本計画(環境基本法)、鳥獣保護管理事業計画(鳥獣保護管理法)、第一種・第二種特定鳥獣保護・管理計画(鳥獣保護管理法)、
	農政部局	農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律)
	都市計画部局	緑の広域計画・みどりの基本計画(都市緑地法)、都市計画マスタープラン(都市計画法)
	農林部局	地域森林計画(森林法)、市町村森林整備計画(森林法)
主体	関係団体	
民間	市民団体(河川協力団体)等、農業者、農業水利関係者(土地改良区)等、漁業者、内水面漁業協同組合等、民間企業等	

※上記は案であり、詳細は流域関係者との調整が必要

○取り組みの実効性を高めるためには流域関係者が所管する各種計画との連携を図る必要がある。



※上記は案であり、詳細は流域関係者との調整が必要

○今回の取組はこれまで流域治水の枠組みで進めてきたグリーンインフラの取組を生態系ネットワークの観点で拡張するものであるため、流域治水の取組を参考に比較表を整理した。

	流域環境	(参考)流域治水
流域関係者	3ページ目に整理	市町、県(防災・土木・農林関係部局)、国(地方農政局、森林管理局、地方整備局)、研究機関(森林総研)※その他、地方气象台、電力会社など
協議会	生態系ネットワーク協議会 流域治水協議会※環境部局等のメンバーを追加した形	流域治水協議会(河川法) 流域水害対策協議会(特定都市河川法)
共通の目標設定	河川:方針・整備計画の記載 流域:流域治水プロジェクト(流域治水×グリーンインフラ)→河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向けたグリーンインフラ保全・創出方針	河川:方針・整備計画の記載 流域:流域治水プロジェクト、流域水害対策計画(特定都市河川法)
目標の達成状況の確認	河川:河川整備計画の点検及び事業評価 流域:流域治水協議会等での進捗確認	河川:河川整備計画の点検及び事業評価 流域:流域治水協議会・流域水害対策協議会での進捗確認
計画(名称)	河川単位:河川整備基本方針、河川整備計画 流域単位:国有林の地域別森林計画(流域別) 自治体単位:生物多様性地域戦略、環境基本計画、鳥獣保護管理事業計画、第一種・第二種特定鳥獣保護管理計画、農業振興地域整備計画、緑の広域計画・みどりの基本計画、都市計画マスタープラン、地域森林計画、市町村森林整備計画	河川単位:河川整備基本方針、河川整備計画 流域単位:流域治水プロジェクト、流域水害対策計画(特定都市河川法)
関係法令	森林法、生物多様性基本法、環境基本法、鳥獣保護管理法、農業振興地域の整備に関する法律、都市緑地法、都市計画法、水産基本法	流域治水関連法案の9法令 特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、土砂災害防止法、都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、都市緑地法、建築基準法
関係省庁	環境省、農林水産省、林野庁、水産庁	農林水産省、林野庁、気象庁
流域の取組への支援スキーム	都市水環境整備事業、かわまちづくり支援制度、河川空間のオープン化・規制緩和、生態系ネットワークの形成、都市山麓グリーンベルト整備事業、海岸環境整備事業	・氾濫を防ぐ・減らす(河川・雨水貯留施設の整備・補助) ・被害対象を減らす(建築・都市計画と連携した住まい方の工夫) ・被害の軽減・早期復旧等(避難や災害への対応)

流域環境の目標設定の考え方の整理

- 流域で多様な主体が共有できる目標像について考慮すべき概念や要素（指標種やスローガンの設定、流域が共有できるストーリーの構築など）を整理する。
- 流域の目標には必ずしも定量化を求めないが、河川整備計画の変更と併せて、全国的に河川環境の定量目標設定が進んでいることから、これと矛盾しない流域の目標を設定する。
- 全国的な展開を図るため、目標設定のための実施要領を示す。

目標設定の立て方のエッセンス（4ステップ）

① 共通目標を一文で示す

シンボル種＋テーマで「流域の目標像」を表現。流域が共有できる象徴種とストーリーで目標を一文に。

② 類型Ⅰ～Ⅵに展開する

目標像を可能な限り具体的な目標設定とアクションへつなげる。特にⅣ（流域内）、Ⅴ（流域をまたぐ）、Ⅵ（流域連携）が流域関係社との連携の要。

③ 2本柱で価値を整理する

①生物多様性の保全／②その他GIの多面的機能（地域経済・防災減災・交流）。

④ 場で共有・推進する

協議会・流域圏懇談会等で多様な主体が共有。定量指標は河川整備計画と整合（必須でない）。

〇〇川流域 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向けたグリーンインフラ保全・創出の取組

○生態系ネットワークの維持・向上を図るため、流域内の特徴的なグリーンインフラを抽出・機能評価し、それぞれが果たす役割を流域関係者で議論・共有しながら、グリーンインフラの保全・創出に取り組む。

〇〇川流域 流域環境ネットワーク(仮)

〇〇川水系における河川・流域環境の目指す姿を言葉で書く

(仮) 下流域の多様な生物の生息・生育環境の再生と市街地の良好な水辺空間の創出

○湿地や干潟が少なくなった日本では、〇〇川河口の干潟は渡り鳥にとって貴重な場所・中継地となっています。また〇〇川は、中上流部にも豊かな自然環境が広がっており、全国屈指の製造業が広がる地域において、身近なところで自然と触れ合える場となっている。

○〇〇川河口部において、シギ・チドリ類など多様な生物が生息・生育する干潟・ヨシ原環境を保全・再生することを目指し、概ね4年間(令和7年度)に、自然再生に取り組むとともに、〇〇市街地においてまちづくりと連携した良好な空間形成を図り、地域の活性化に寄与するため、概ね4年間(令和7年度)に、まちづくりの取組を進めるなど、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。

流域の特徴、取組の方向性を書く

①生物多様性の保全、
②その他グリーンインフラの多面的な機能を活用した取組の目玉を提示

河口部干潟・ヨシ原等の保全・再生

- ・渡り鳥にとって貴重な場所・中継地となっている干潟・ヨシ原環境を保全・再生
- ・〇〇湾まで視野を広げ、環境保全・再生の取組を関係者とともに実施

自然環境が有する多様な機能の活用

- ・ミズベリング、かわまちづくり等を通じた良好な水辺空間の形成と地域活性化

〇〇

- ・△△

その他取組は2枚目以降にまとめる

〇〇川流域の主な生態系ネットワーク及びその連結性、特徴的なグリーンインフラ等(※)を(マッピング)

河川管理者だけでなく、流域関係者の取組も記載する。

※「生態系ネットワークを形成するグリーンインフラ」、「生態系ネットワークを回復・強化するインフラ」、「グリーンインフラの保全、維持管理や利活用を促すソフト施策」の3種類を想定。

※グリーンインフラは、網羅的ではなく、指標種が利用する主なグリーンインフラ(干潟、礫河原、ワンド等の局所スケール)を対象とする想定。

(現時点では、次ページ以降に未反映)